

# 一般社団法人 高知県医師会表彰規程

高知県医師会定款第12条の規定に基づき、表彰規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、高知県医師会（以下「本会」という。）のために著しい功績をあげた者に対する表彰その他本会の行う表彰等の実施について、定めるものとする。ただし、職員の表彰については、本会職員就業規則で、別に定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 最高優功賞
- (2) 優功賞
- (3) 功労賞

2 前項の規定の適用については、本会理事会において選考の上、会長が決定するものとする。

(最高優功賞の対象者)

第3条 最高優功賞の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 在任10年に達した本会理事・監事並びに代議員会の議長及び副議長。但し、在任中は対象者とししない。
- (2) 在任10年に達した郡市・医大医師会長
- (3) 在任15年に達した本会代議員
- (4) 会長が特にその功績顕著と認めたもの

(優功賞の対象者)

第4条 優功賞の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会会員又は医師会で、医学、医術の研究により医学、医療の発展又は社会福祉の向上に貢献し、特に功績顕著と認められるもので、郡市・医大医師会長の推薦したもの
- (2) 本会設置の委員会の委員であって、委嘱期間が通算して10年に達したもの
- (3) 会長が特に認めたもの

(功労賞の対象者)

第5条 功労賞の対象者は、非会員又は本会以外の団体で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会の事業に著しい貢献又は格段の協力をしたもの
- (2) 医学、医療の発展又は社会福祉の向上に寄与したもの

(決定についての連絡)

第6条 理事会において選考の上、会長が表彰を決定したときは、会長は、すみやかに、当該郡市・医大医師会長又は関係者に連絡するものとする。

(叙勲者及び長寿者に対する慶祝)

第7条 本会会員等で、叙勲（褒章を含む。）を受けた者又は長寿者に対しては、慶祝の意を表するため、適切な措置を講ずるものとする。

(算定期日)

第8条 最高優功賞の在任年数の算定は、任期満了をもって、行うものとする。

(表彰日その他表彰の方法等)

第9条 表彰は、定例代議員会終了後に行うのを例とする。

2 表彰の方法は、賞状及び副賞を贈呈して行う。

3 副賞は、記念品又は賞金とし、その品目又は金額は、表彰の都度本会理事会において、決定するものとする。

(追頒)

第10条 表彰の対象者が決定した後死亡した場合においても、本規程を適用し、その表彰は、遺族に贈呈して追頒するものとする。

附 則

1 この規程は、平成8年2月15日から施行する。

2 この規程の適用にあたっては、この規程施行前の在任期間を算定するものとする。

(平成25年4月1日 一部改正)

本規程は平成25年4月1日から施行する。

(平成25年6月29日 一部改正)

本規程は平成25年6月29日から施行する。

(平成28年5月26日 一部改正)

本規程は平成28年5月26日から施行する。